

平成27年度 第1回
青梅市総合教育会議会議録

日 時 平成27年6月29日（月）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

平成27年度第1回青梅市総合教育会議議事日程

会 期 平成27年6月29日(月) 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 開会
 - 2 総合教育会議の運営について
 - 3 市長挨拶
 - 4 教育委員長挨拶
 - 5 自己紹介
 - 6 大綱の策定について
 - 7 教育施策についての意見交換
 - 8 その他
 - 9 閉会
-

出席者	市 長	竹 内 俊 夫
	教 育 委 員 長	岡 本 昌 己
	教育委員長職務代理	中 村 洋 介
	教 育 委 員	手 塚 幸 子
	教 育 委 員	大 野 容 義
	教 育 長	岡 田 芳 典

出席説明員	企 画 部 長	岩 波 秀 明
	教 育 部 長	藤 野 唯 基
	企 画 政 策 課 長	小 山 高 義
	教 育 総 務 課 長	荒 井 ヒロミ

書 記	企 画 政 策 課	中 村 栄 之
	教 育 総 務 課	森 田 利 寿

午後1時30分開会

1 開会

【企画部長（岩波）】 本日は皆様方には公私とも大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成27年度第1回青梅市総合教育会議を始めさせていただきます。私は、総合教育会議の事務局を務めさせていただきます企画部長の岩波でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料について御確認させていただきます。

一番上に、平成27年度第1回青梅市総合教育会議次第

その下に、青梅市総合教育会議名簿

資料1、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

資料2、青梅市総合教育会議運営要綱（案）

資料3、青梅市総合教育会議の公開等に関する取扱要領（案）

資料4、「第6次青梅市総合長期計画」および「青梅市教育委員会の教育施策」の相関関係図

資料5、青梅市教育大綱（案）

以上7種類でございます。資料につきましては、事前に配付させていただいておりますが、改めて御用意させていただいております。不足資料がございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

2 総合教育会議の運営について

【企画部長（岩波）】 それでは、次第の2「総合教育会議の運営について」に移らせていただきますが、本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに地方公共団体の長が「総合教育会議」を設けて、協議及び調整の場とするものでありますことから、ここから議事の進行につきましては、竹内市長にお願いいたします。

【市長（竹内）】 それでは、ここから私が進行いたしますので、よろしくお願いいたします。次第の2「総合教育会議の運営について」、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課長（小山）】 総合教育会議の運営について御説明いたします。

まず、改めまして総合教育会議の位置づけについて簡単に触れさせていただきます。資料1をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、新たな教育委員会制度となりまして、市長と教育委員会が構成員となります総合教育会議が位置づけられました。

具体的には、法の第一条の四第1項において、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次の第一号及び第二号に掲げる事項についての協議調整等を行うため、総合教育会議を設けるものでございます。そして、恐れ入りますが、裏面、2ページ目になりますが、第9項で、「総

合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」とありますことから、別途青梅市総合教育会議運営要綱を定めようとするものであります。

続きまして、資料2をご覧くださいと存じます。青梅市総合教育会議運営要綱（案）についてであります。

第1項の趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

第2項が招集、第3項が会議について定めるものであります。第3項第1号で、「会議は、市長、教育長および2名以上の委員の出席がなければ開くことができない」としております。「ただし、緊急を要する場合は、市長および教育長の出席をもって開くことができる」としてしております。

第4項の会議の公開についてであります。第1号において会議は公開するとし、第2号において会議の公開の方法、傍聴の手続、その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定めるものとしております。この内容につきましては、後ほど御説明いたします。

続いて、第5項が議事録、第6項が庶務、第7項が委任について定めるものでございます。

そして、第8項の実施期日でございますが、平成27年6月29日、本日からの実施を考えております。

続きまして、資料3をご覧ください。青梅市総合教育会議の公開等に関する取扱要領（案）であります。

第1項の趣旨につきましては、ただいま運営要綱（案）の第4項で申し上げたとおりであります。

第2項は、会議開催の事前公表、第3項は傍聴者の定員について定めるものであります。傍聴者の定員は、会議室の関係もございまして10名といたします。

第4項が傍聴の手続、第5項が傍聴席、第6項は傍聴席に入ることができない者、第7項は傍聴者の守るべき事項、第8項は写真、映画等の撮影および録音等の制限、第9項は傍聴者の退場、第10項は報道関係者の取扱いについて定めるものであります。

第11項では委任として、この要領に定めのない事項は会議において定めるとしてあります。

そして3ページ目、第12項の実施期日でございますが、「この要領は平成27年6月29日から実施する」ということで、本日の傍聴から適用したいと考えております。

以上で説明を終わります。

【市長（竹内）】 ただいま事務局より説明がありました。これに対しまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【委員（中村）】 今のところで、市長、教育長ということなんですが、現在はまだ新教育長制度に当市の場合は移行していないんですが、その場合はどうなんですか。

【企画政策課長（小山）】 法については、平成27年4月1日施行ということでございますけれども、現時点で、青梅市の場合は現行の状況となっております。国の説明におきましても、現行の状況をもって、この要綱を適用し、また新教育長になった時点で改めての適用ということで解釈をしたいと考えております。

【教育長（岡田）】 教育長も教育委員ですから、教育長および教育委員2名ということは、教育委員3名ですから、新教育長であろうが、旧教育制度であろうが、経過措置なしに読み替えられるんじゃないかなというふうに思いますけど。

【教育部長（藤野）】 それと、教育長は今常勤ですので、緊急を要する場合だけという解釈をしていると思うんです。だから、常勤のということで、教育長は今常勤ですので、これは新教育長制度になる、ならずにかかわらず、緊急の場合ということで、市長と教育長が集まれますので、そのところでこういう表現をさせていただくというような形だというふうに理解しております。

緊急を要する場合ですから、教育会議は皆さんの出席をいただいて開催するというのが通常のパターンですので、それ以外の、本当に緊急を要する場合だけという判断をしております。

【市長（竹内）】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、これらの（案）について承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【市長（竹内）】 ただいま承認をいただきましたので、本会議を公開とし、傍聴者を入室させていただきます。

〔傍聴者入室〕

3 市長挨拶

【市長（竹内）】 それでは、次第の3「市長挨拶」に入ります。

第1回目の総合教育会議の開催に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

本年4月1日から教育委員会制度が改正されました。新制度にもとづき、本日第1回目の青梅市総合教育会議を開催いたします。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

また、日ごろより市の教育施策に御尽力をいただき、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。

まさに今、人口減少社会の到来、超高齢社会の本格化を迎えまして、時代の転換点にあるといえると思います。こうした社会経済情勢の大きな変化の中で、次代を担う子どもたちには、これからの社会を支えていく意思と実践力が求められており、教育において「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健やかな体」のバランスのとれた育成が求められるところであります。

教育の推進には、学校、家庭、地域が連携し、一体となって、子どもたちを見守り支えていく社会が必要であり、子どもの成長過程においては、そのような環境や風土がきわめて重要であると考えます。そして、こうした中で育まれた子どもたちが、第6次青梅市総合長期計画に掲げる「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅」を築いていくものだと思います。

子どもたちが夢を抱いて成長できるよう、今後、この総合教育会議の場において、本日議題とさせていただいている大綱の策定をはじめ、教育に関する諸課題について、皆様と意見交換を重

ね、青梅市の将来を担う子どもたちの教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

そして、これまで以上に教育委員会と連携を密にし、それぞれの役割分担のもと、青梅ならではの教育の充実に向けて進んでまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

4 教育委員長挨拶

【市長（竹内）】 続きまして、次第の4「教育委員長挨拶」、岡本教育委員長から御挨拶をお願いいたします。

【委員長（岡本）】 教育委員長の岡本でございます。今日はありがとうございます。

平成20年度に教育委員会制度が変わったのは、保護者の方が委員になられたことで、ここにいらっしゃる手塚委員は2代目に当たられます。それから、同じ時期に教育委員会の事務点検評価をしっかりと行って、それをきちっと公開するという動きがございました。今回、それに引き続きまして、今市長からお話がありましたような形で、さらに市長部局と教育委員会が連携を深めて、さまざまな課題に対して迅速に対応できる、そういうふうな体制をつくっていくという大きなことが示されております。

これから教育委員会といたしまして、市民の皆様のさまざまな御希望にこたえられるように、この会議でのお話の内容を受け、さらに教育委員会をまた充実してまいりたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

5 自己紹介

【市長（竹内）】 続きまして、次第の5「自己紹介」。恐縮ですが、教育委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、初めに中村委員から順次お願いいたします。

【委員（中村）】 青梅市教育委員会委員長職務代理者の中村でございます。よろしく願いいたします。

【委員（手塚）】 教育委員の手塚幸子です。よろしく願いいたします。

【委員（大野）】 教育委員の大野容義でございます。よろしく願いいたします。

【教育長（岡田）】 教育長の岡田です。どうぞよろしく願いいたします。

【市長（竹内）】 ありがとうございます。

次に、市側の出席者の紹介をさせていただきます。

【教育部長（藤野）】 教育委員会教育部長の藤野です。よろしく願いいたします。

【教育総務課長（荒井）】 教育総務課長の荒井と申します。よろしく願いいたします。

【教育総務課（森田）】 教育総務課の森田と申します。よろしく願いいたします。

【企画部長（岩波）】 総合教育会議の事務局を務めさせていただきます企画部長の岩波でございます。よろしく願いいたします。

【企画政策課長（小山）】 企画政策課長の小山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【企画政策課（中村）】 企画政策課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

6 大綱の策定について

【市長（竹内）】 それでは次に移らせていただきます。次第の6「大綱の策定について」。事務局から説明をお願いします。

【企画政策課長（小山）】 それでは、大綱の策定につきまして御説明いたします。資料はございませんけれども、口頭で御説明いたします。

法律では、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じまして、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされておりまして、また大綱を定め、またこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとされておりますことから、本日の会議におきまして御協議をお願いしたいと存じます。

なお、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定いたします教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、市長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされております。

これらの趣旨を踏まえ、市長が大綱を定めることとなります。

説明は以上でございます。

【市長（竹内）】 ただいまの事務局からの説明を踏まえ、青梅市において大綱を定めるにあたり、念頭に置かなければならないものとして、「第6次青梅市総合長期計画」と「青梅市教育委員会の教育施策」があります。それぞれ、まちづくりおよび教育に関する基本方針を定めたものであります。

「第6次青梅市総合長期計画」は、平成25年度を初年度とした10年後のまちの将来像の実現に向けて策定したもので、市議会から議決をいただき、教育分野を含めた総合的なまちづくりの指針となるものであります。

また、「青梅市教育委員会の教育施策」の内容につきましては、教育に関する基本方針を推進するため、より具体的に教育施策および主な事業内容等を記載したものであり、毎年策定されております。

ここで策定する大綱とは、目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。

「青梅市教育委員会の教育施策」の考え方、方向性は、基本的に総合長期計画の教育に関連する施策分野と同様の考え方、方向性であり、この中で十分に汲み取ることができ、整合性が図られているものと考えております。

このことから、「第6次青梅市総合長期計画」の教育に深く関連する施策分野の基本方針、基本施策をもって「青梅市教育大綱」としたいと考えております。

総合長期計画は、平成25年度を初年度として既に施策を推進しておりますことから、基本施策の推進の状況や、社会状況の変化を反映したものとして、大綱を整えてまいりたいと考えております。

それでは、詳細について事務局から説明をお願いいたします。

【企画政策課長（小山）】 それでは、御説明申し上げます。

第6次青梅市総合長期計画の概要およびこの総合長期計画を青梅市教育大綱にしていきたいとする理由について、御説明をいたします。

まず、お手元の冊子でございますが、第6次青梅市総合長期計画の160ページ、161ページをお開きいただきたいと存じます。ここでは計画の策定経過を記載しております。

第6次青梅市総合長期計画は、160ページの年月日欄の平成23年8月10日の行にございます第1回青梅市総合長期計画審議会以降、10回にわたる審議会での審議、またこの間4回にわたる市議会報告等を経まして、161ページの下から4行目にあります、平成24年11月29日、赤字で記載のとおり平成24年第4回青梅市議会定例会で、青梅市総合長期計画「基本構想・基本計画」について議決をいただきました。

また、この策定の過程におきましては、子ども未来会議、あるいは市民と市長との懇談会、そしてパブリックコメントを実施するなど、民意の反映に努めてまいりました。

こうした策定経過のもとにつくられた計画でございますが、恐れ入りますが、前に戻りまして、2ページをお開きいただきたいと思っております。

こうしたプロセスを経て策定された総合長期計画につきましては、2の「計画の役割」1段落目のとおり、「本計画は、本市にとってあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針となるもの」と位置づけられております。

次に、31ページをお開きいただきたいと思っております。

これは総合長期計画の体系図になってございます。左側の赤字で10の柱のまちづくりの基本方向のもとに、右側に黒字で45の施策分野が位置づけられております。この中で、教育大綱の策定に当たりまして、特に密接に関連すると思われるまちづくりの基本方向3の「次代を担う子どもをみんなで育むまち」、そして4の「文化・交流活動がいきづくまち」について、概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、54ページをお開きいただきたいと思っております。

総合長期計画の体系の第3のまちづくりの基本方向でございます第3章として、「次代を担う子どもをみんなで育むまち」では、第1の施策分野といたしまして子育て支援があります。基本施策といたしまして、55ページ（1）計画の推進と制度改正への対応、（2）子育て支援の充実、（3）保育サービスの充実、56ページにまいりまして（4）幼稚園教育の推進、（5）子どもの安全・安心な居場所づくりを位置づけております。

57ページでは、第2の施策分野として家庭教育があります。基本施策といたしまして、次の

58ページ(1)家庭教育への支援、(2)幼児期の教育支援であります。

続きまして、59ページ、第3の施策分野は学校教育であります。基本施策につきましては、次の60ページにまいりまして、(1)学力・体力の向上、(2)心の教育の推進、61ページにまいりまして(3)特別支援教育の推進、(4)教育環境の充実、(5)教職員の資質・能力の向上、(6)施設の整備・活用、(7)学校給食の充実であります。

続きまして、62ページをお開きください。第4の施策分野につきましては、青少年活動であります。基本施策は、63ページ(1)青少年の体験活動の充実、(2)青少年リーダーの育成、(3)青少年の健全育成環境の確保であります。

次に、64ページをお開きください。総合長期計画の体系の第4のまちづくりの基本方向といまして、第4章「文化・交流活動がいきづくまち」であります。

まず、第1の施策分野、生涯学習でございますが、65ページをご覧ください。基本施策は、(1)生涯学習推進体制の整備、(2)生涯学習の環境整備であります。

続きまして、66ページをご覧ください。第2の施策分野は、歴史・文化・芸術であります。67ページをご覧いただきまして、基本施策は(1)文化遺産の魅力を生かしたまちづくりの推進、(2)アートによるまちづくりの推進、(3)市民文化・芸術活動の振興、(4)文化芸術活動拠点施設のあり方の再構築であります。

続きまして、68ページ、第3の施策分野は図書館であります。69ページをご覧ください。基本施策は(1)図書館資料の充実、(2)図書館サービスの充実、(3)子どもの読書活動の支援、(4)図書館ネットワークの充実、(5)運営方法等の検討であります。

続きまして、70ページ、第4の施策分野、スポーツ・レクリエーションでは、71ページをご覧いただきたいと存じます。基本施策は(1)青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進、(2)体育施設の整備と管理運営の充実でございます。

続きまして、72ページ、第5の施策分野、都市間交流では、73ページをご覧いただきまして、基本施策は(1)国際交流の促進、(2)地域間交流の促進となっております。

以上、大綱に密接に関連すると思われる2つのまちづくりの基本方向について御説明を申し上げましたが、これらを含みます全体で10のまちづくりの基本方向を位置づけた総合的なまちづくり指針が、第6次青梅市総合長期計画であります。

この策定プロセス、また民意の反映等を考慮しつつ、総合的なまちづくり指針として、教育はもちろん、多様な分野が網羅されている点を総合的に踏まえまして、この第6次総合長期計画の教育に深く関連する施策分野の基本方針、基本施策が大綱とするのにふさわしいものとする次第でございます。

続きまして、資料4をご覧いただきたいと思っております。

資料4は、市長が定める教育大綱と「第6次青梅市総合長期計画」および「青梅市教育委員会の教育施策」の関係を示した相関関係図でございます。

資料の左側に記載されている縦の囲みが「第6次青梅市総合長期計画」のまちづくりの基本方

向で、資料の右側の囲みに記載されておりますものが「青梅市教育委員会の教育施策」の基本方針で、相関図的には中央の部分になりますが、市長が定める教育大綱が位置づけられております。

この左側に記載されております「第6次青梅市総合長期計画」の先ほど御説明させていただいた部分でございますが、第3章「次代を担う子どもをみんなで育むまち」、第4章「文化・交流活動がいきづくまち」、およびそれ以外の章における教育に深く関連する施策分野のうち、教育大綱へ位置づけるべき項目として考えられる基本施策をもって「青梅市教育大綱」としたいという考え方でございます。

続きまして、資料の5をご覧くださいと思います。「青梅市教育大綱」を定めるにあたり、(案)としてイメージしたものでございます。先ほど御説明させていただいた「第6次青梅市総合長期計画」の第3章「次代を担う子どもをみんなで育むまち」、第4章「文化・交流活動がいきづくまち」、およびそれ以外の章における教育に深く関連する施策分野のうち、教育大綱へ位置づけるべき項目として考えられる基本施策を抜き取り、(案)としてまとめたものでございます。

それでは、資料5の表紙をおめくりいただきたいと思います。1ページ目の一番上に、第3章の基本方向「次代を担う子どもをみんなで育むまち」、その下に1つ目の施策分野「子育て支援」となっております。四角で囲まれている部分が「子育て支援」に対する基本方針であります。

これは総合長期計画の冊子で見ますと、54ページをお開きいただきたいと思います。第3章の第1の施策分野「子育て支援の現状と課題」の下に、「基本方針」とございますが、この基本方針の部分について、太書き四角の中に記載をしてございます。そして、大綱(案)では、その下に個別の基本施策を並べております。

再び資料5の方で御説明を申し上げますと、第3章、第4章につきましては、教育分野にかかわる主たる内容が記載されておまして、すべての部分が教育大綱に位置づけられることから、この教育大綱(案)の1ページから9ページにかけまして、それぞれの施策分野ごとに記載をしております。

続きまして、最後のページになりますが、10ページをご覧くださいと思います。このページは、第3章、第4章以外の章において、教育に深く関連する施策分野のうち、個別の基本施策の趣旨が教育大綱へ位置づけるべき要素と考えられる基本施策を抽出いたしまして、第3章、第4章に含まれない項目としてもう一つの柱としてまとめたものでございまして、その基本方向を「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」といたしました。

基本施策といたしましては、(1)交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発、(2)防犯体制の強化、(3)健康づくりの充実、(4)食育の推進、(5)福祉意識の向上、(6)市民活動の活性化促進、(7)人権啓発活動の充実、(8)平和意識の高揚、(9)男女平等施策の総合的な推進となっております。

「第6次青梅市総合長期計画」の教育に深く関連する施策分野の基本方針、基本施策をもって「青梅市教育大綱」としたいという考えに即したものであります。

なお、現在、この個別の基本施策の施策名の下のところが空欄となっております。この部分に

つきまして、基本的には総合長期計画の該当部分をあてまして、「青梅市教育大綱」としたいという考え方でございますが、総合長期計画の基本施策に対し、施策の推進の状況、また社会状況の変化などを踏まえまして、加筆・修正する部分などがございましたらこれを反映し、記載したいというふうに考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

【市長（竹内）】 ただいま事務局より説明がありました。「青梅市教育大綱」を定めるにあたり、各委員の皆様から御意見を伺いたいと存じます。

【委員長（岡本）】 総合長期計画の第3章、あるいは第4章、そして最後の新たに「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」と、基本方向が3つ示されました。中身を見るとかなり膨大な分量になると思うんですけども、これを私たちがこの場から市民の方に発信していくのに、「次代を担う子どもをみんなで育むまち」、2つ目の「文化・交流活動がいきづくまち」、それから「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」という3つの言葉があるわけですけども、この3つをきちっと打ち出した三本柱なら三本柱的な言い方をしていけないと、やはり網羅的に入れてしまったんじゃないかなというふうな部分があると思うので、その辺についてはまた、今日は大きな考え方としていいんですけど、これからさらに煮詰めていく必要があるかなということ、第一の感想として持ちました。

【市長（竹内）】 感想ということでよろしいですか。

【委員長（岡本）】 はい、感想です。

【市長（竹内）】 ほかにありますか。

【委員（中村）】 先ほど、事務局から御説明のあった大綱の定義によると、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」ということで、教育については就学前から小・中、それから当市の場合は私立学校はないわけですけども高校とか大学、それから社会人という年齢に応じた内容と、それから学術というのは図書館とか美術館とか博物館とか、こういう文化もそうですけれども、あるいはスポーツということで、これすべてが教育委員会が所管するものではなくて、市長さんの方の管轄と両方になっているので、おそらくこの総合長期計画をベースにしていくということは非常に妥当なことかなというふうに考えております。

その中で、最初の「次代を担う子どもをみんなで育むまち」というところが、教育というところで就学前から小・中という学校教育を扱っていて、その次の「文化・交流がいきづくまち」というのがまさに学術・文化のところを取り扱っていて、最後のところはおそらくそういうジャンルというよりは中身ですかね。就学前教育とか学校教育で何をしなければいけないかというところを、きちっと総合長期計画から取り入れられているということで、わかりやすいのではないかなと。ただ、先ほど委員長がおっしゃられたように、解釈したらそうなったということなので、それをわかりやすく表現していただければ、結構なことじゃないかなと思います。

【市長（竹内）】 ありがとうございます。ほかに。

【委員（手塚）】 総合長期計画の3章、4章、教育・社会教育にかかわることだけでなく、最後

の10ページのところで「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」ということで、各章から抜き出していただいています。増やす方向の意見で申しわけないんですが、私は青梅といえばやっぱり自然とか緑が豊かだということが大事だと思っていて、長期計画の中でも第2章に入ってきております。本件の中にはちょっと抜けているんですが、2章を読めば、ボランティアだったり、子どもさんたちへの推進事項だったりにもかかわってくるのかなというのがあって、項目を増やすというのは心苦しいんですが、もし考慮いただけるのであれば、そういったところも青梅ならではのところで入れていただけると嬉しいなと思います。

【企画政策課長（小山）】 豊かな自然を生かすといった視点につきましては、事務局といたしましては、総合長期計画の60ページ、学校教育の施策分野の基本施策（1）学力・体力の向上の考え方の中で、4段落目にございます「小・中学校、高等学校との連携を図りながら、青梅の特性を生かした自然体験学習に取り組み、豊かな自然に親しみながら生きる力を育む教育の充実を図ります」とする文、地域特性を踏まえた学校教育の方向性についての記述を、自然を生かした、特性を生かした部分の青梅らしい教育という位置づけのもとに、この学力・体力の向上としてあらわした部分ということで、これを踏まえるというような認識でおりました。

【市長（竹内）】 そこに一応入っているということなんですが、そういう扱いでどうですか。

【委員（手塚）】 どうなんでしょうか……すみません、私もちょっと読み切ってなくて。学力・体力のところにもそういったものが盛り込まれているという頭がなかったものですから。皆さんの御意見を伺えればと思います。

【市長（竹内）】 今に関連すると、もう一つ言われていたボランティア意識というか、そういうようなところは最後の福祉意識に入るのか、どういうふうになるのか、そっちも教えてください。

【企画政策課長（小山）】 もう一点御指摘をいただきましたボランティアなどの活動につきましては、「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」という基本方向の中に（6）市民活動の活性化促進とございます。総合長期計画の冊子117ページをご覧くださいと存じます。ここの市民参画・協働の分野の中の一番下、（2）市民活動の活性化促進とございますが、この中でさまざまな活動の担い手の中にボランティア等を、まちづくり全体として記述したものがございまして、この考え方が福祉施策、あるいは環境施策の方にも反映していくというようなものになっていると認識しております。ですので、この部分は市民活動の活性化促進という基本施策として、3つ目の基本方針に掲げさせていただきました。

【市長（竹内）】 ということで、この中に入っているようです。ただ、前の方のはちょっと苦しいところがあるみたいですが。御意見として工夫の余地があると思うんです。

【企画部長（岩波）】 2章の中には、水辺環境の保全整備ですとか、親水事業の充実というふうなことで、お子さん方を意識したそういうような記述もございますので、その辺についてはただいまの御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

【市長（竹内）】 そういう水辺だとか細かいこと以前に、もうちょっと自然との関係をというこ

とだと思っんです。そういう御指摘なので、よろしいですか。

【委員（手塚）】 はい、ありがとうございます。

【教育長（岡田）】 私、第6次の青梅市総合長期計画の策定に一時かかわっていました。今回の教育大綱の最初に出てきます「次代を担う子どもをみんなで育むまち」ということなんですが、従来の第5次までの長期計画では、教育は教育ということで学校教育と生涯学習というところの一つの大きな柱の章になっていたんですが、今回の第6次総合長期計画の中では、いわゆる就学前から義務教育に至る連続性を、子どもの育ちから入ろうということで、子育て支援が従来福祉の分野に入っていたものを第3章の中の子育て支援ということで一緒に一つの章立てにしているのが、第6次総合長期計画の特徴であるという点が一つあります。

また、最近、中央教育審議会よりも教育再生会議の方が、いろいろ影響が大きいようですが、その中でも26年の7月に出された今後の学制等のあり方の中で、いわゆる戦後6・3・3・4制のほかにも、子どもたちの発達の早期化から小1プロブレム・中1ギャップの課題の中で、教育の制度のあり方などの中で就学前の教育にも国も着目していて、青梅市の総合長期計画の構成は就学前から就学後の内容も一つの章になっているということで、そこで一つの章立てになっているのはいいことかなと思っています。ただ、それを具体的に我々教育委員会として、まだ今のところ義務教育の小・中学校は教育委員会で、子育て支援、未就学の子の保育園・幼稚園は子ども家庭部という市長部局の所管ですけれども、その辺は今後、特に学童保育も含めてよく連携を図る必要があるかなと思っています。そういう中で、市長部局も教育委員会もそれぞれが青梅市の子どもたちを担っていくという上での網羅的な大綱という形で、すべて大綱に盛り込まれたことは教育委員会だけがあたるわけではなくて、市長部局と教育委員会が連携を密にして図っていくようなものとしての大綱にしていくといいかなと思うところです。

【市長（竹内）】 大綱のつくり方について、何か御意見ありますか。

【委員（大野）】 幾つかあるんですが、今お話が出ていることに関連して、先にお話しさせていただきたいと思います。

先ほど、手塚委員から、環境というふうなことでのお話がございました。事務局のお考えもわかりますけれども、ことによるとやはり、例えば総合長期計画の46ページにあります「自然と共生し環境にやさしいまち」というあたり、環境教育に関しては一つ項目を立ててここに入れたらどうかということを考えます。

それからもう一点、同じようにして、基本施策として、青梅で育つ子どもたちが青梅のまちづくりにかかわるというようなことも、一つの課題だろうと思うんですね。そうしますと、例えば88ページにあるような、活気ある産業で雇用が生まれるまちづくりに関連しまして、また学校教育の方からいくとキャリア教育ということの関連から、(5)福祉意識の向上と(6)市民活動の活性化の推進の間にもう1項目立てて、88ページにあるような、活気ある産業で雇用が生まれるまちづくりという方向から、一つ入れたらどうかと私は思います。

【市長（竹内）】 中のどこかに入っているということではなくて、今のは環境、それからキャリア

ア教育について頭出しをするというか、独立させていく扱いにしてはどうかという御意見ですが。今までの事務局案だと、前の方で抜けているという変だけれども、最後の10ページのところに、前の方になかったのをこっちの方に入れたんだけど、そうではなくて前の方に入り込むような、頭出しするということだと思えますよ。前になかったやつは、こっちで拾い出したんだけど、前にあるんだけど頭出ししていないようなものを強調すると。そういうことだと思えますが、どうですか、その扱いの仕方が。

【企画政策課長（小山）】 今の市長のお話を踏まえまして、環境教育につきましては、やはり学力・体力の向上の部分、総合的な向上施策の中にも位置づけているところでございますが、委員の御指摘を踏まえれば、環境教育は非常に重要な部分でもございますので、例えば第3章の「次代を担う子どもをみんなで育むまち」のところに、まちづくりも含めて書き込んでいくということも、工夫することはできるかなと考えます。御意見を十分踏まえて、よく検討してまいりたいと思います。

【委員（大野）】 もう一つあるんですけれども、10ページの基本方針の基本政策の（1）で交通安全意識の高揚とありますけれども、総合長期計画の34ページのあたりに、災害に強いまちづくりという方向からも、これから懸念される自然災害、地震も含めましてそういうものに、子どもたちも自らボランティアとして働く力をつけるとか、または災害に強いまちづくりへ若い人たちのアイデアを出していくような、そういうふうな力を子どもたちにつけていくとか、または自分の命は自分で守るんだというような意識づけとか、そういうことが必要なので、基本政策の一つ目に、34ページにあるような内容を、今言ったような方向から入れた方がいいんじゃないかなと。それが抜けているような気がするんですよ。

【市長（竹内）】 そうすると、ちょっと気になってしまうところがあって、10ページの「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」の基本施策の（1）が交通安全なので、もっと幅広く安全教育という中に自然災害もあるし、交通安全もあるしというふうなことになるのかな。安全・安心のところは確かに、昨日も青梅地区の土砂災害の対応・訓練をやりましたけれども、ああいうときに少なくとも中学生なんかは保護される方ではなくて支援する、助ける方の立場でやってもらわないと、これから年寄りが多くなっていくということもあるので。成人したらなおさらのこと、そういう活動に加わってもらおうということが大事になっているように思えます。これをもし扱うんだしたら、もっと広げて、安全・安心ということで扱える場だとは思いますが。

【企画政策課長（小山）】 ありがとうございます。委員から御指摘のあった34ページからの防災・消防の基本施策の中にも、36ページにございますように、（4）市民の防災意識高揚に向けた取組の強化、あるいは（5）災害に強いまちづくりと位置づけてございます。こういった基本施策も踏まえまして、市長からの御発言も踏まえて、「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」の基本施策の位置づけを工夫してまいりたいと思います。

【委員長（岡本）】 資料4の「市長が定める教育等に関する総合的な施策の大綱」が真ん中にあるんですが、確かに市長が定めるんですけれども、今日の会議を考えると、私どもこの会議の構

成員である教育委員会の立場から、黄色と同じ矢印がどうも出ているような気がしてしょうがないんですね。そのための総合教育会議じゃないかなと。ですから、この総合長期計画は当然、市として、市民として尊重すべきものですが、どちらかというと一方向的に示されていて、それを教育の基本方針から考えていくと、やっぱりうまくマッチングしていない部分があるというのが、皆さん方の意見ではないかなと思うんです。ですから、長期計画の今日出されたものは大事な要素が押さえてありますので、ここをマッチングした構成にしていくということは、これから作業が必要になってくるんじゃないかなと。そして、その中で特に大きな、いわゆる重点目玉がはっきりとわかることが、市民の皆様、あるいは学校の方、いろいろな方にわかりやすい大綱に仕上がっていくんじゃないかなという感想を、今ちょっと話を伺いながら持ったところです。

【企画政策課長（小山）】 資料4の資料作成の考え方といたしまして、この黄色の大きな矢印につきましては、教育大綱の根本的な考え方といたしまして総合長期計画をあてるという意図の矢印でございますが、もちろん相関関係図として示されたとおり、総合長期計画の矢印とあわせまして教育委員会の基本方針からの矢印も当然要素として入っていくというところはございますので、今の御指摘は踏まえさせていただきます。ただ、根本といたしまして、あらゆる行政活動の最上位計画としての総合長期計画を基本に置いた大綱という形の考え方のもとに、大綱をまとめていきたいと考えております。

【委員（中村）】 さっきも申し上げたんですけれども、この構成を考えてみると、「次代を担う子どもをみんなで育むまち」というところは、教育の場を言っているんですね。就学前とか、小学校とか、中学校とか、あるいは青少年、社会教育とか。そういう軸と、それから今度具体的に何を教えるんですかというコンテンツの話で、きっと皆さんが言っている安全の話だとか、健康の話だとか、食育の話だとか、そういうテーマですよ。縦軸と横軸というんですかね。だから、あんまり気にしないというか、必要なものは全部網羅して載せればよいように思うんです。見方が違うんで。そういう気がします。

【市長（竹内）】 今の考え方は、基本的に総合長期計画を極めてバイブル的に考えて構成しているということなんです。最初に説明がありましたように、議決を既にいただいて現に動いているということでこういう形にしたという説明があったんですが、今そういう御意見もいただきましたので。

ほかにもございますか、どうぞ。

【委員（大野）】 今まで話していた10ページのことと離れるんですけれども、1ページの基本方向の話の前に、やはり前文を欲しいですね。前文を入れるとしたら、この大綱の目的と、それから目指す方向性というんですかね、流れとして。私は目指す方向性としたら、総合長期計画の16ページにございます基本理念、この3つのまちというので、こういうふうな方向を目指して教育をやっていくんだということで、これは教育の力に負うところが大きいというような形で後ろに入れて、教育とつなげていったらいいかなと。とにかく前文が欲しいということと、入れるのなら大綱の目的、それから16ページのところにあるのを入れる。

それから、大綱の目的のところには、先ほど委員長からお話があった資料の4、これを入れたらどうかと思うんです。目的を述べた後、両者をあわせて策定したものであるということを書かれたら形になるかなと思いますし、また先ほど委員長からお話があった3つの方向性がありましたけれども、その位置づけも一番最後に、これこれこういう3つの方向性から大綱の政策分野を決めると。3つの基本方向の内容とか目的とか、そこをはっきりと述べれば、先ほど教育委員長から指摘があったこともクリアできるんじゃないかなと思います。

【市長（竹内）】 私もその辺言おうと思っていました。最初の岡本委員から言われたことは、それで解決すると思います。

【企画政策課長（小山）】 十分、今の御指摘、御提案を踏まえまして、前文の中でわかりやすく大綱としての意義を位置づけてまいりたいと思います。

【市長（竹内）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員長（岡本）】 この場で言う話かどうかちょっと悩んだんですけども、一応東京都の大綱が25日に出されまして、その中に、要するに東京都の考え方が非常に明確に示されている部分があるなと私は思ったんです。例えば一つはオリンピック教育をやる、それから個々の子どもに応じたきめ細かい教育をやる、世界で活躍できる人材を育てる、不登校・中途退学者の対策、いじめ対策、それから特別支援教育の推進が大事だと、例で出ているんです。ほかにもあるのかもかもしれませんけれども。そういうところはやはり「市長が定める」という言葉から考えると、ある意味、今後、市の方の教育に関する大綱としてさらに重点化した政策を示していただいてもいいのではないかなと。そのための会議ではないか。それを受けて、私ども教育委員会もできることを一生懸命やると。そういう流れが今後できると、市長部局と教育委員会が一緒になって新しい青梅の教育を考えていこう、子どもたちの将来を考えていこう、長く住みたくなるような青梅をつくっていこうというところにつながってくるのではないかなと思うんです。市長はまだそこは遠慮されていると思うんですよ。もっとはっきりと言っていただく部分が、この会議を重ねる中で出てきても、それはすばらしいことになるんじゃないかなと、個人的には思っています。

以上、感想です。

【市長（竹内）】 この大綱（案）ですけれども、さっき言ったように総合長期計画に極めて忠実にということなので、今言われたように、例えばさっきも都市間交流のところに「国際交流の促進」というようなことがあるんだけれども、それを教育の方にやれば、世界で活躍する人材の育成とか、そういうふうになるんだと思うんです。それがまだ都市間交流のところにとどまっているんですね。だから、総合長期計画であって、なかなか教育大綱になり切っていないところがあるのかなという感じはする。実際は、国際社会でも活躍できるような人材教育というのはあるんだろうと思うんだけど、総合長期計画にかなり縛られているかなという感じですね。

そういう御意見をいただいたので。

【企画政策課長（小山）】 はい。

【市長（竹内）】 ほかにありますか。

ただいま各委員の皆様から大変貴重な御意見、御指摘をいただきまして、有益な協議を行うことができました。大綱の全体的な構成や個別の内容などについてもいろいろ御意見をいただいたところでありまして、協議をさせていただいた結果を踏まえまして、本市の教育大綱につきましては、基本的に総合長期計画をベースといたしまして、本日の皆様からの御意見等を反映して取りまとめていきたいと思っております。

今後、皆様方の意見を十分反映するという事で個別に相談をさせていただきますが、取りまとめにつきましては私の方に一任させていただき、これからの青梅市の教育に関する総合的な指針となる「青梅市教育大綱」を定めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【市長(竹内)】 それでは、そのようにさせていただきます。

7 教育施策についての意見交換

【市長(竹内)】 それでは、続きまして、次第の7「教育施策についての意見交換」を議題といたします。

市では、この「青梅市教育委員会の教育施策」に沿って、各施策を推進しているところでありますが、本日、第1回の総合教育会議でもありますので、先ほどの大綱の策定にかかる議論なども踏まえまして、青梅市の現在の状況や社会的にも関心の高いテーマなどについて、この機会において意見交換を行えたらと考えております。各委員の皆様から御意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員長(岡本)】 なかなか市長と一緒にこのようなお話をする機会がないので、今日は本当にありがたいなと思っています。

教育の問題というのは、本当に小さな子どもから高齢者の方まで、学校教育、社会教育、生涯学習、生涯教育という広い観点がありますけれども、私はやはり誇りを持って青梅に住みたくなるという市民、子どもたちも含めて育てていくということが、実は教育の大きな目標になるのではないかなという気がしております。そういう観点で、例えば自然が青梅にある、伝統文化がある、さまざまな暮らしに根づいた文化がいっぱいある、そういうところを保っていくことが、実は子どもたちが青梅の中で頑張っていきたい——たとえ一旦出たとしても季節季節には帰ってきたり、例えば5月のお祭りとか8月の花火大会には必ず私の子どもたちも帰ってまいりますけれども、そういうふうなものを育てていくことが、やはり一番大きな課題だろうと思うんです。ですから、人口が減ってきているのも全国的なものでありますけれども、そういうもろもろを踏まえて、いろいろな観点でこれからの青梅を考えていく必要があるのではないかなと思います。

一つだけちょっとお話しさせていただくと、「アートプログラム青梅」というのが青梅に根づいて12年たちましたけれども、御承知のように明星大学が今回青梅から移ってしまいましたし、「アートプログラム青梅」のメンバーであった多摩美術大学が今回手を引きました。そのかわり、名古屋の方の大学が入ってくれたりしていますけれども。

今日の総合長期計画の中にもありますけれども、伝統文化を大事にするというのもあるんですけれども、これから自然・文化を生かしながら、体験学習都市のような、何か一つの方向性を打ち出して、若い人たちが青梅に来て、青梅のよさを再確認して、市全体が活性化していけるような取り組みが行われていくことが、結局は教育の問題にかかわってくる。そういうことを最近考えるようになったので、またこれから私もいろいろアイデアを絞っていきたいなと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

【委員（中村）】 私は学力向上の話をさせていただきたいのですが、今、教育委員会で学力向上についていろいろな施策を持って取り組んでいます。結果としては、いわゆる学力調査というもので点数が出て、それについてどうするんだというようなお話で、学力というのはそういう学力調査だけではかかれるものではないというような御意見もあるかもしれないんですが、私はやはり例えば社会に出ても何にしても、ある一定のルールがあって、そこで競争しなければいけないというのであれば、学力調査という場でそのルールに従ってちゃんと競争して勝てる力を養うのは大事なことだと思います。それはスポーツの世界でも、あるいは吹奏楽の世界でも、みんなそうやって頑張っているわけで、学力だけがそうじゃないということはないんじゃないかというふうに思っています。

少なくとも、学力がなければ学力調査の点は上がりません。学力調査の点が上がっているから学力があるとは言い切れないのですけれども、その逆は真でありまして。で、その学力は何かというと、そこでは確かに今の教科を覚えるとか、あるいはよい学校に入るために頑張るとか、そういうことがあるのかもしれないですけれども、一生にわたって学ぶ姿勢を身につけるということ。その内容がどういうものであっても、学び方というか、あるいは課題を解決していくのに取り組む力をそこで養ってもらおうというのは、社会に出て例えば社員として頑張ってもらうときに非常に重要な力であります。ですから、そういう意味で学力というのは非常に大切なことかなと。

それからあと頑張る心と、それからいわゆる教養ですね。教養がやっぱり人間の品格を高める上でも非常に大事ですから、そういう意味で学力というのはやはり絶対に向上させる必要があるべきものだというふうに私は考えています。

【委員（手塚）】 高校3年生の娘と中学2年生の息子がおります。保護者として、教育委員をさせていただいております。

この青梅の豊かな自然の中で子どもたちを育てたいという思いから青梅に越してきて、今年で12年目になりました。青梅とは本当に縁もゆかりもない中、子育てを通じて、学校や地域にいろいろなつながりをつくることができ、今日こういう場に参加させていただいていることを、本当に感謝したいと思っております。

青梅での子育てといいますと、ゆったりとか、のんびりとか、そういう魅力がすごくあるんですが、その反面、電車で1時間ぐらい離れると、区部とは保護者の意識とかそういったものが違うなというのを、日々感じております。いい面も悪い面もあるかと思えます。

自分が育ててきて、周りの方を見回すと、3世代同居であったり、おじいちゃん・おばあちゃ

んが市内にいらっしゃるとか、夫婦だけで子育てをしている我が家からすると羨ましいような環境が多く見受けられます。でも、その反面、公共のサービスが都心部に比べると、あ、これがないんだとか、これがあつたらよかったのになというように感じながら、子育てをしてまいりました。

子育てしやすい環境というのは、たぶんほかの世代の方にとっても暮らしやすいまちであるというふうに思いますので、青梅の持つよさを生かしつつ、青梅にずっといらっしゃる方は自然も当たり前なので、あまりありがたがったりしないんですけれども、でも青梅が持っている力とかポテンシャルを維持しつつ、今の現代の社会状況とか、技術とか、そういったものをうまく取り入れて変化していけるのではないかと。

教育委員会も、今までの教育委員会としての教育の部分だけではなくて、今まで私、総合長期計画を以前にいただいたときに、それこそ3章、4章ぐらいしか見てみていなかったんですけども、今回この大綱を決めるということで全体を見ましたら、教育にかかわらないページはないんだなということを見て、わあ、すごく大変なところに私いるんだわというのを改めて感じさせていただきました。今後、今までの教育委員会の枠を超えた話し合いができることを楽しみにしております。ありがとうございます。

【委員（大野）】 3点、お話をさせていただきたいと思います。一つは学校教育、もう一つは家庭教育に関して、3点目が社会教育についてです。

学校教育についてですけれども、先ほどからの委員長のお話などを含めて共通する点が多いんですけれども、青梅で育ってよかったなと青梅の学校を卒業した子たちが思うような、そういう学校教育をしていきたいなと思いますね。そのためには、人によって走るのが速かったり遅かったり、成績とかいろいろあるかもしれないけれども、でもすべての子にとって充実感を持って学校生活をやってきたなと思うのが、たぶん青梅の学校で学んできてよかったなと思うことだと思います。そういう点で、子どもたちが充実感を持てるような機会をつくるとか、また教え方を工夫するとか、そういうことを学校教育でこれからさらに進めていく必要があるかと思います。

それから、家庭教育についてですけれども、すべてのことは家庭ということですが、なかなか子どもを育ててみれば、そんなに簡単にいくわけではないので、市の教育委員会として子どもたちが学んでいくための支援、例えばサタデースクールなんかその中の一つだと思いますけれども、そういうこととか、子どもたちが自然体験をしていくものをさらに私どもの方で用意して、とにかく家庭で子どもを育てる上で家庭での教育力を高める支援をしていくというようなことも、さらに必要かなと思います。

それから、3点目の社会教育ですけれども、先だって社会教育課の主催で、第七中学校を会場として、手塚委員も参加されたようですが、水墨画の教室がありました。この前の土曜日、3回のうちの2回目でしたが、私の妻もやりたいということで見知らぬ人たちの中に一人で飛び込んだんですけれども、大変いいというんですよ。楽しいというんですね。それが一例なんですけど、60を超えた世代でも新しいことを学んでいくというのは生きがいの一つになるのだから、

そういう点で、生涯学習というと何か自分で勉強していかなくてはいけないような感じになりますけれども、機会をつくって、やりたい人にはどんどんやってもらえるような、そんな社会教育をもっともっと充実させることもまた、市民の幸せのためにいいんじゃないかなと感じています。

以上です。

【教育長（岡田）】 家庭の問題なんですけど、今日は午前中にたまたま保護司さんたちの「社会を明るくする運動」第65回の会議がありました。その中で、青梅警察署の方から、保護司さんが対象ですので、犯罪等の中でいわゆる少年犯罪のお話が出ていました。比較的青梅は少ないということなんですけど、そういった子どもの犯罪ではないのですが、逆にこのごろ親御さんたち、家庭が崩壊した結果、子どもたちを養護施設に措置しなければいけないという事案が連続しているというお話がありました。結局、御両親が、あるいはひとり親であっても、家庭がしっかりしていませんと、学校にも登校しなかったり、登校したとしても遅れてきたり、食事をとらないで来たりということで、やはり子どもたちが育つ上で一番基盤となる家庭に対する取り組みですね。やはり学校側としては、家庭がしっかりしているという前提でいろいろなもの、義務教育がスタートしている中で、その辺に対する福祉的な分野と学校との連携をさらに密にしていって、子どもたちの安全だとか心安らかに育つ環境、家庭が厳しい場合には周囲の民生委員さんや地域の力で家庭の崩壊を食い止めるようなことも、福祉分野ともいろいろ情報交換して連携する必要があるかなというふうなことがありました。そういうことによって、結果的に子どもがきちっと育てば、最低限の教育に取り組むスタートラインにつけるかなと思うんですけども、スタートラインにつけない家庭が最近散見されるということを感じるところがあります。そこは一つ課題かなと思っています。

【市長（竹内）】 いろいろ御意見をいただきました。今日は第1回目ということなので、これから教育会議でいろいろ意見交換をして、市としての教育、また全体として教育をどうするかということをしっかり方向づけをして、それが実際に行われるようにしていく必要があると思います。

今もいろいろ御意見をいただきました。学校の中での教育はもちろんなんですけど、そここのころも相当しっかりやっていたらいいわけですけども、家庭、地域での教育、またその教育環境の整備ということが極めて重要だというような御指摘もいただきました。こういう場ができましたので、ぜひそういうところを汲み取って、市全体として課題を解決してよりよい教育をし、そして青梅を、日本を背負っていく立派な子どもたちを育てることが我々の責務だと思いますので、ぜひこういう場を有効に使って進めていきたいというふうに思います。

これからも、この総合教育会議の場で意見を出し合って、よりよい青梅の教育のために、そして青梅の教育の充実を図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

8 その他

【市長（竹内）】 それでは、8「その他」、事務局から何かありましたらお願いします。

【企画政策課長（小山）】 今年度の総合教育会議は2回の開催を予定しております。次回につき

ましては、年内の開催を予定させていただきたいと存じます。議題につきましては、主に新年度予算について予定しております。事前にまた日程調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

【市長（竹内）】 今後、事務局からの説明のとおり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに委員の皆様からありますか。

ほかにないようでしたら、以上で本日の議事については終了させていただきます。

9 閉会

【市長（竹内）】 本日は貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度第1回青梅市総合教育会議を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

午後2時59分 閉会